

○嬉野市政治倫理条例

平成 21 年 6 月 22 日

条例第 15 号

改正 平成 27 年 2 月 16 日 条例第 1 号

平成 27 年 12 月 18 日 条例第 38 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者たる自覚と清く貴い志を堅持するものであるが、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要な措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び議員の責務)

第 2 条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、市民に対し、自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することの自覚を持ち、市長等及び議員の活動に注目するものとする。

(政治倫理基準)

第 4 条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨に従い、市長等及び議員の親族が役員をしている企業、団体又は市長等及び議員の親族が経営に携わっている個人商店と市（市が設立した公社、市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社等を含む。以下「市等」という。）との契約等に関し、一切の関与をしないこと。
 - (4) 市等が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者等を推薦又は紹介をする等有利な取り計らいをしないこと。
 - (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (6) 市職員（嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年嬉野市条例第1号）第1条に規定する一般職非常勤職員等を含む。）の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
 - (7) 議員は、市職員の昇格及び異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
 - (8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 2 市長等及び議員は、市が交付する補助金等を受給する団体の役員となっている場合、その役員を辞退するように努めなければならない。
 - 3 市長等及び議員は、嬉野市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の事務に対し、不当な関与をしてはならない。
 - 4 市長等及び議員は、調査期間中における審査会の委員に対し、審査会の会議等以外での非公式な接触をしてはならない。
(就業等の報告義務)
- 第5条 市長等及び議員は、自らの就業及び団体の役員就任状況について、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に届け出なければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 市長等及び議員の政治倫理に関する事項を審査するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、審査会を置く。

2 審査会の委員は、9人以内とし、政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでは、その職務を行う。

4 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了する日において、審査未了の事件があるときの委員の任期は、その事件に限り、審査完了まで延長されるものとする。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の者の同意を必要とする。

(守秘義務等)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(有権者の調査請求権)

第8条 有権者は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者の総数の100分の1以上の連署（この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。）をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面を添えた調査請求書を提出して、調査を請求することができる。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付書面の写しを直ちに審査会に提出し、調査を付託しなければならない。
(審査会の調査等)

第9条 前条の規定により調査が付託されたときは、審査会は、調査請求の要旨及び調査開始日を公表しなければならない。

2 審査会は、調査審査をするに当たり、関係人から事情聴取及び資料提供など必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、前条の規定により調査を付託された日から60日以内に必要な調査を行い、調査意見書を作成して市長に提出するとともに、その調査結果を請求代表者に対して、文書で回答しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された調査意見書のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。

5 市長及び議長は、第3項に規定する審査会の請求代表者に対する回答があったときは、遅滞なく、調査意見書の要旨を公表しなければならない。

(調査結果後の措置)

第10条 市長及び議長は、調査意見書を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

(説明会開催請求権)

第11条 有権者及び議員は、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者にあつてはその総数の100分の1以上の者の連署(この連署は、嬉野市選挙管理委員会による選挙人名簿に登録された者であることの証明を受けなければならない。)をもってその代表者から、議員にあつてはその定数の3分の1以上の者の連署をもってその代表者から、市長等に係るものについては市長に対し、議員に係るものについては議長に対し、当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書面を添えて、市民に対する説明会の開催を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求がなされたときは、議長は、議員に係る書面の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る書面の写しを直ちに審査会に提出し、審査を付託しなければならない。
- 3 審査会は、前項の規定による審査を付託されたときは、当該請求が適当であるか否かの審査を行い、審査終了後に審査結果を公表し、かつ、市長に当該審査結果を記載した書面を送付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により提出された審査結果の書面のうち、議員に係るものについては、その写しを議長に送付しなければならない。
- 5 市長又は議長は、第3項の審査結果において第1項の規定による請求が適当であると認められたときは、市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該政治倫理基準に違反する疑いのある市長等又は議員は、説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 6 市民は、前項の説明会において、当該市長等又は議員に質問することができる。
(市工事等に関する遵守事項)

第12条 市長等及び議員の配偶者及び同居の親族は、法第92条の2、第142条、第166条、第169条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市工事等の請負契約、下請工事、委託契約及び一般物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定に該当する市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない。
- 3 前項の辞退届は、規則で定めるところにより、市長に提出するものとする。
- 4 市長は、議員に係る辞退届については、その写しを議長に送付しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日条例第1号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）
この条例は、公布の日から施行する。